

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【公表番号】特表2019-502454(P2019-502454A)

【公表日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2018-531668(P2018-531668)

【国際特許分類】

A 6 1 C 5/77 (2017.01)

A 6 1 C 5/80 (2017.01)

【F I】

A 6 1 C 5/77

A 6 1 C 5/80

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月13日(2019.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の口腔内で歯科修復物を形成するためのカスタム器具であって、

前記患者の少なくとも1本の歯牙とのカスタマイズされた嵌め合いを提供する第1のモールドボディであって、前記歯牙の少なくとも第1表面と対応する部分と、前記歯牙の隣接歯間表面と対応する隣接歯間部分と、を含み、

前記患者の前記歯牙と組み合わせることで、前記歯牙の欠損歯牙構造の一部分を覆い囲むモールドキャビティを形成するように構成されている、

第1のモールドボディを備える、

カスタム器具。

【請求項2】

前記隣接歯間部は、前記修復物を受け入れる前記歯牙と、隣接する歯牙との間の歯間腔全体にわたって延びている、請求項1に記載のカスタム器具。

【請求項3】

前記患者の前記少なくとも1本の歯牙とのカスタマイズされた嵌め合いを提供する第2のモールドボディであって、前記歯牙の第2表面と対応する部分を含み、

前記第1のモールドボディ及び前記患者の前記歯牙を組み合わせることで、前記歯牙の欠損歯牙構造の前記一部分を覆い囲む前記モールドキャビティを形成するように構成されている、

第2のモールドボディを更に備える、

請求項1に記載のカスタム器具。

【請求項4】

ポート及びプラグを更に含み、前記プラグは、前記歯牙の表面に対応する先端面を含み、歯科修復材料は、前記ポートを通じて前記モールドキャビティに注入されてもよい、請求項1に記載のカスタム器具。

【請求項5】

前記モールドキャビティは、修復前に、前記歯牙の外部表面に対応する内部表面を形成する、請求項1に記載のカスタム器具。

**【請求項 6】**

前記第2のモールドボディの一部分は、前記第1のモールドボディの一部分と重なっており、前記第1のモールドボディ及び前記第2のモールドボディはそれぞれ、前記欠損歯牙構造の第1部分を覆い囲む、請求項1に記載のカスタム器具。

**【請求項 7】**

第1の部分的歯科修復物を形成するための、前記モールドキャビティ内の歯科修復材料と、

第2の部分的歯科修復物を形成するための、前記モールドキャビティ内の更なる歯科修復材料と、

を更に含み、

前記第1の部分的歯科修復物と前記第2の部分的歯科修復物との間のモールド線は、前記修復物を受け入れる前記少なくとも1本の歯牙と隣接する歯牙との間の歯間腔の外部にある、

請求項1に記載のカスタム器具。

**【請求項 8】**

前記歯科修復物は、前記少なくとも1本の歯牙に歯科ベニア修復物を提供する、請求項1に記載のカスタム器具。

**【請求項 9】**

前記モールドは、前記患者の前記口腔の3次元スキャンデータに基づき形成される、請求項1に記載のカスタム器具。

**【請求項 10】**

患者の口腔内で歯牙の歯科修復物を形成するためのカスタム器具入手する方法であつて、

患者の口腔の3次元スキャンデータ入手することと、

遠隔製造施設に前記3次元スキャンデータの少なくとも一部を送信することと、

前記患者の前記口腔の前記3次元スキャンデータに基づき前記歯牙の前記歯科修復物を形成するためのカスタム器具を前記遠隔製造施設から受け取ることと、

を含み、

前記カスタム器具は、前記患者の少なくとも1本の歯牙とのカスタマイズされた嵌め合いを提供する第1のモールドボディを含み、前記第1のモールドボディは、前記歯牙の隣接歯間表面と対応する隣接歯間部を含む、

方法。